

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので公告する。

令和6年7月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

入札に付する委託業務の概要に関する事項	
事業年度・業務番号	令和6年度 危消 第2号
業務名称	和歌山県消防救急デジタル無線及び多重無線システム他再整備工事監理業務
業務場所	和歌山県内全域のうち県が指定する場所
業務概要	監理対象工事の施工個所57箇所
業務期間	契約締結日から令和8年3月31日
予定価格	事後公表
予定価格(税抜き)	事後公表
最低制限価格	設定有り・事後公表
業務形態	単体企業
支払条件	前払金 :有 部分払 :有
各会計年度における委託金の支払限度額	【令和6年度 委託金の約27%の金額】 【令和7年度 委託金の約73%の金額】

入札に参加する者に必要な資格に関する事項	
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。	
和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。	
和歌山県発注業務で入札書を提出した日の3か月前から落札決定の日までに60点未満の業務成績評定結果通知又は業務成績評定結果再通知を受けた者でないこと。また、和歌山県発注業務で入札書を提出した日の6か月前から落札決定の日までに55点未満の業務成績評定結果通知又は業務成績評定結果再通知を受けた者でないこと。なお、業務成績評定結果再通知により上記の条件を満たさなくなった場合はこの限りでない。	
和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けていない者であること。	
会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。	
談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。	
同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 (ア) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合 ① 子会社等と親会社等の関係にある場合 ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合 (イ) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。 ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 ① 組合等とその組合等を構成する単体企業の場合 ② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合	
条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく認定を受けている者で、右の要件に該当する者であること。	令和5・6年度入札参加資格審査により土木関係建設コンサルタント業務の電気電子部門の認定を受けていること。
建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により電気電子部門の登録を受けている者であること。	
平成26年4月1日から入札書を提出した日までに、国、都道府県又は政令指定都市において、回線制御装置及び基地局5局以上で構成する移動無線システムを含む電気通信工事の設計業務又は施工監理業務の実績を有していること。	
平成26年4月1日から入札書を提出した日までに、国、都道府県又は政令指定都市において、5区間以上で構成するマイクロ波多重無線システムを含む電気通信工事の設計業務又は施工監理業務の実績を有していること。	
第1級陸上特殊無線技士(相当以上)の資格を有する者を配置した業務体制がされること。	
技術士(電気・電子部門)の資格を保有し、登録を行っている者又はRCCM(電気・電子部門)の資格を保有し、登録証書の交付を受けている者を管理技術者および照査技術者として配置できること。	

入札参加手続等に関する事項

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術資料の提出等、当該審査に係る事前の手続は要しない。
現場説明会は、行わない。
技術資料作成要領は、和歌山県危機管理消防課のホームページに掲載するとともに、入札参加希望者に無料で次により交付する。 交付期間 令和6年7月23日(火)から令和6年8月4日(日)までの休日等を除く日の午前10時から午後5時30分まで 交付場所 和歌山県和歌山市湊通丁北1丁目2番1 和歌山県庁南別館3階 和歌山県危機管理消防課 電話番号 073-441-2259(直通)
仕様書等は、下記の閲覧期間及び場所等で閲覧するものとする。 閲覧期間 技術資料作成要領の交付期間に同じ。 閲覧場所 技術資料作成要領の交付場所に同じ。
仕様書等に対する質問及び回答
受付期間 令和6年7月29日(月)から令和6年7月31日(水)までの3日間
提出方法 質問書(別記第1号様式)により直接持参又はファクシミリ若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること。
受付場所 和歌山県和歌山市湊通丁北1丁目2番1 和歌山県庁南別館3階 和歌山県危機管理消防課 電話番号 073-441-2259(直通) ファクシミリ番号 073-422-7652 e-mail e0901001@pref.wakayama.lg.jp
回答予定日 令和6年8月1日(木)
回答の閲覧方法 仕様書等の掲載場所に掲示する。

入札等に関する事項

開札日時及び場所	開札日時 令和6年8月5日(月)午前11時30分 開札場所 和歌山県和歌山市湊通丁北1丁目2番1 和歌山県庁南別館2階 205号室(防災研修室)
入札書等の提出について	
入札参加者は、入札書(別記第2号様式)を封筒に入れ、封筒の表面に、事業年度・業務番号、業務名、業務場所、入札者の商号又は名称、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載の上、「開札予定日時及び場所」に示した場所に持参し提出すること。なお、郵便及び電信による提出は認められないものとする。	
入札書等の提出期限は、「開札予定日時及び場所」に示した開札予定時刻とし、開札予定時刻の5分前から開札予定時刻までを入札書等の提出可能期間(以下「提出期間」という。)とする。	
入札参加者は、入札書等を提出期間内に提出しなければならない。	
<封筒の記載例> 事業年度・業務番号 令和6年度 危消 第2号 業務名 和歌山県消防救急デジタル無線及び多重無線システム他再整備工事監理業務 業務場所 和歌山県内全域のうち県が指定する場所 商号又は名称 担当者の所属及び氏名 ○○○○ 担当者連絡先 電話番号 ○○○-○○○-○○○○ ファクシミリ番号 ○○○-○○○-○○○○	
提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。	
一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。	
次のいずれかに該当する入札書は不受理とする。 ・持参以外の方法により提出された入札書等 ・提出期間外に提出された入札書等	
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。 (1) 同一の入札について、2以上の入札をした者 (2) 金額の記入がない入札書による入札をした者 (3) 金額を訂正した入札書による入札をした者 (4) 事業年度・業務番号、業務名又は業務場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書による入札をした者 (5) 事業年度・業務番号、業務名、業務場所、商号若しくは名称、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書による入札をした者 (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札をした者 (7) 明らかに談合その他の不正な行為によって入札をしたと認められる者 (8) 本公告に規定する要件を満たさない者 (9) 最低制限価格未満の価格による入札をした者 (10) 指定する期限までに技術資料等を提出しなかった者 (11) 虚偽の技術資料を提出した者 (12) 前各号に掲げる者のほか、入札公告において指示した事項に反して入札をした者	

開札等に関する事項	
開札状況の公表予定日	令和6年8月6日(火)
落札予定日	令和6年8月8日(木)
入札結果の公表	落札決定の翌日(休日等の場合は、翌日以降で最も近い休日等でない日)
公表方法	開札状況及び入札結果は和歌山県危機管理消防課のホームページに掲載して公表するものとする。

入札参加資格要件の審査に関する事項	
予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最も低い価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、技術資料の提出を指示する。落札候補者が提出した技術資料により入札参加資格要件の審査を行う。	
技術資料の作成及び提出については、別途技術資料作成要領に定めるところによる。	
一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。	

落札者の決定方法に関する事項	
落札候補者の入札参加資格要件について審査した結果、適格と確認した場合に落札候補者を落札者とする。	

契約に関する事項	
落札決定後、契約の日までの期間に、落札者が入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかを満たさなくなつたときは、契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。	

注意事項	
技術資料の提出指示を受けた入札者は、不当要求行為等の防止に係る誓約書を併せて提出すること。	
この公告に関して訂正事項がある場合は、令和6年8月1日(木)までに和歌山県危機管理消防課のホームページに掲載に「訂正のお知らせ」として掲載する。	

この入札公告における用語の定義	
「休日等」とは、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項第1号及び第2号に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日並びに12月29日から翌年の1月6日までの日をいう。	
「子会社等」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。	
「親会社等」とは、会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。	
「会社等」とは、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。	
「更生会社」とは、会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。	
「監査等委員である取締役」とは、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における取締役をいう。	
「指名委員会等設置会社の取締役」とは、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役をいう。	
「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。	
「業務を執行しない取締役」とは、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役をいう。	
「執行役」とは、会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。	
「持分会社」とは、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。	
「持分会社の社員」とは、会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員をいう。ただし、同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。	
「会社等の役員」とは、会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役(監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役、社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。)、執行役、持分会社の社員、組合の理事又はこれらに準ずるもの)をいう。	
「管財人」とは、民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。	
「組合等」とは、複数の単体企業により構成される組合等をいう。	